

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課)

一

ページ

規 則

宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十六号

宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県税条例施行規則（昭和二十九年宮城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三中「（附則第十条の九第三項において準用する場合を含む。）」及び「（附則第十条の十

において準用する場合を含む。）」を削る。

第三十四条第三項中「及び法附則第五十一条の二」を削る。

第五十五条の九第二項各号中「第五十五条の八」を「前条」に改める。

第五十六条の四第六項中「第四十八条第四項」を「第五十五条の九第四項」に改め、同条第七項中

「第四十八条第三項」を「第五十五条の九第三項」に改める。

様式第二十号（その3）を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

2 改正後の宮城県税条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の不動産の取得に対して課

すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。